

第2章 關 稅 法

關稅法の目的及び内容

關稅法は、**關稅の確定、納付、徵収及び還付並びに貨物の輸出及び輸入についての税關手続の適正な処理を図るために必要な事項を定めたものである**《關法第1条》。

すなわち、關稅法第1条(趣旨)は、**關稅法の立法内容**を要約して掲げ、關稅法が關稅についての**税法**であると同時に、貨物の輸出入についての**通關法**としての性格を持つ法律であることを明らかにしたものである。

Check！ 關稅法の性格

關稅法の規定を個々の条文についてみた場合、必ずしもすべての条文を税法としての規定と通關法としての規定に明確に区分することは困難である。

税法としての規定が通關法の規定の一環とされているほか、通關法としての規定が税法の一部としての役割を果たしているものも少なくない。

〔第1節 用語の定義等〕

關稅法第2条(定義)は、**關稅法及びこれに基づく命令(政令=關稅法施行令、省令=關稅法施行規則)**において使用されている用語のうち、**基本的に重要な用語の定義**を明らかにし、關稅法等の解釈、適用の適正を期することとしている。

1. 外國貨物

(1) 外國貨物

「**外國貨物**」とは、**輸出の許可を受けた貨物及び外国から本邦に到着した貨物(外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む。)で輸入が許可される前のもの**をいう《關法第2条第1項第3号》。

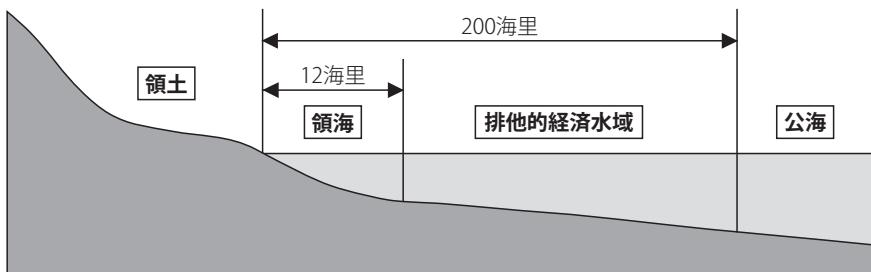
(2) 公海で採捕された水産物

外国から本邦に到着した貨物に、「**外國の船舶により公海で採捕された水産物**」(当該水産物を原料として加工し又は製造した製品を含む。)を含ませることとしているのは、輸入の持つ経済的な効果を考慮したものである。公海は厳密な意味では外国には含まれないが、

外国の船舶が公海で採捕した水産物を本邦に引き取ることは、経済的には、外国から到着した貨物を本邦に引き取ることと差異はないので、これも輸入の対象とされている。

なお、国連海洋法条約に基づいて、「公海」の一部に、**排他的経済水域**が設定されていることから、公海で採捕された水産物には、**本邦の排他的経済水域**の海域及び**外国の排他的経済水域**の海域において採捕された水産物を含む《関法第2条第2項》。

(**本邦の船舶**が、外国又は本邦の**排他的経済水域**の海域において採捕した**水産物**は、関税法上、**内国貨物**とされているが、**外国の船舶**が、外国又は本邦の**排他的経済水域**の海域において採捕した**水産物**は、本邦に到着したもののみが、**外国貨物**とされている。)



$$\text{領海の範囲} = 12\text{海里} \times 1,852\text{m} = \text{約}22\text{km}$$

$$\text{排他的経済水域の範囲} = 200\text{海里} \times 1,852\text{m} = \text{約}370\text{km}$$

(注1)領海

沿岸から12海里までの海域《領海及び接続水域に関する法律第1条》

(注2)排他的経済水域

沿岸から200海里までの海域(領海を除く。)。この海域においては、沿岸国は、生物・非生物の天然資源の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利を有する《排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第1条、第3条》。

(注3)外国の船舶

外国籍船舶のほか、外国人又は外国の法人により**裸用船**されている**本邦籍船舶**も、**外国の船舶**に含まれる。

(注4)本邦の船舶

本邦籍船舶のほか、本邦人又は本邦の法人により**裸用船**されている**外国籍船舶**も、**本邦の船舶**に含まれる。

(3)輸出の許可を受けた貨物

「輸出の許可を受けた貨物」には、**本邦で生産された貨物**で輸出の許可を受けたものほか、**外国から本邦に到着した貨物**(**外国の船舶**により公海で採捕された**水産物**を含む。)で、一旦輸入された後再び外国に向けて送り出すために**輸出の許可を受けたもの**を含む。

「輸出の許可を受けた貨物」を**外国貨物**としているのは、このような貨物は輸出の許可が取り消され、又は輸入の許可がされない限り国内に引き取られてはならないので、関税法上、これを内国貨物と区別して関税法の規制の下に置く必要があるからである。